

一般社団法人全国医学部長病院長会議

社員総会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国医学部長病院長会議定款(以下「定款」という。)に基づく社員総会の招集及び議決権について定めることを目的とする。

(社員総会の招集通知)

第2条 定款第14条第3項に基づく電磁的方法による招集の通知は、本会議から電子メールで送信して行い、併せて書面による招集の通知を送付する。

(2) 前項による招集の通知は、社員総会の開催日の少なくとも2週間前までに、総会の目的である事項等を示して通知しなければならない。

(社員総会に欠席する場合の議決方法)

第3条 社員総会に出席できない会員が、定款第17条に基づき書面若しくは電磁的方法による議決又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任する場合は、次のいずれかの方法によらなければならない。

- (1) 書面により議決権の行使をする場合は、予め通知した内容の書面に議決する事項ごとに賛否を記入して、当該書面が総会の前々日までに法人に到着するように送付しなければならない。
- (2) 他の会員を代理人として議決権を行使する場合には、予め通知した会員を代理人とする委任状により、当該書面が総会の前々日までに法人に到着するように送付しなければならない。
- (3) 電磁的方法により議決権の行使をする場合は、予め通知した内容の事項ごとに賛否を入力して、当該電磁的方法により、総会の前々日までに法人に到着するように発信しなければならない。
- (4) 前号により議決権を行使する場合は、各会員に送付した電子メールに対して返信メールで行わなければならない。

ただし、別に書面による議決権の行使又は代理人による議決権を行使による書面の提出があった場合には、これらの書面の提出を優先するものとする。

附 則

この規則は、平成25年11月15日より施行する。